

1-2-16. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和5年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
1 北海道	北海道教育委員会の任命に係る職員で、精神疾患による休職者	受講義務はない。ただし、復職に向けた健康診査では、職場復帰訓練の結果は、審査判定の重要な資料となる。	第1段階：通勤及び職場の雰囲気に慣れる（2日～1週間 2～3時間） 第2段階：自分の職務の初歩的準備（3日～2週間 4時間前後） 第3段階：自分の職務について考える（1週間～3週間 5～6時間） 第4段階：職場復帰のための具体的準備（フルタイム 2週間～6週間）	原則4～12週	なし	職場復帰訓練を実施することで職務において自信を取り戻し、復職後、スムーズに勤務が出来る。受け入れ側も対象者の回復状況と職務への適応状況を直接観察することが出来、調子を崩した時にも早めに把握でき、必要時、主治医と連絡を行い、再発を防ぐ対応が出来ている。	精神保健産業医他精神科医	職場復帰訓練の出席状況（各段階ごとの出席率）及び各段階ごとに設定した目標の到達状況が所属長が評価し、それを目安に面接により審査委員が総合的に判断を行う。	所属長は、適宜本人との面談を行い、健康状況や勤務状況等について把握するとともに、必要に応じて主治医や家族との連絡を行う。	復職3か月後の本人の勤務状況、療養状況等について、所属長から報告書を作成。	原則、在籍校に戻し勤務する。その際は、校内人事で校務分掌等の一定の配慮を行う。
2 青森県	精神性疾患により休職している県立学校職員及び県費負担教職員で、主治医の了承の下、試し出勤を希望する者	なし	職場環境や人間関係に徐々に慣れ円滑に試し出勤が行われるよう4段階とし、当該職員の状況に応じて定める。実施場所は、原則として当該職員の所属する職場	原則として、4週間から8週間	あり(公立学校共済組合負担)	職場への適応性等を回復することで、職員自身の職場復帰に対する不安を軽減し再発の防止に寄与している。当該職員が所属する学校の校長が症状の回復状況を確認し、職場復帰の受け入れの参考としている。学校職員精神性疾患休職等審査会における復職審査の資料としている。	精神科専門の医師3名	校務の運営に支障がない程度まで病気が治っているかどうかを確認する。	なし	なし	なし
3 岩手県	①復職希望者のうち、職場復帰プログラムを希望する者 ②精神疾患により3か月以上の病休休暇を所得している職員又は休職している職員	②については原則実施	第1段階・・・職場の雰囲気に慣れる 第2段階・・・自分の職場に慣れる 第3段階・・・自分の職務に慣れる 第4段階・・・復職に向けた具体的な準備	本人の状況に合わせて実施	公費負担 ・障害保険 死亡:2,000万円 後遺障害:60～2,000万円 入院日額:7,500円 通院日額:5,000円 ・賠償責任保険 身体:10億円 対物:1,000万円	職場復帰プログラムの実施により復帰への不安の軽減及び職場の支援体制の確立が図られ、スムーズな職場復帰につながっている。	外部有識者 (精神科医)	・症状が安定していて、再発のおそれが少ないこと。 ・仕事に対する意欲が見られること。 ・職務を行うための持続力、集中力、体力があること。 ・必要な程度に、対人関係能力が改善されていること。 ・家庭や職場での生活リズムが確立していること。 ・再発防止のため、通院や服薬などが守られること。	復職後、保健師の学校訪問や電話等により状況を把握。	復職後、個別状況による。	原則、現所属校に復帰。所属長が本人と確認しながら業務軽減に段階的に対応している。
4 宮城県	宮城県教育委員会事務局職員・県立学校職員・県費負担教職員で、精神疾患により休職している者のうち、プログラムの実施を希望する者。	受講義務はないもの、復職に向けた健康診査では、職場復帰訓練の結果は、審査判定の重要な資料となる。	○4段階で実施 第1段階(1週目):4時間(半日)で実施。職場に慣れることを目的とし、電話対応、来客対応、文書整理などを行う。 第2段階(2週目):6時間程度で実施。1段階の内容に加え、実務的な業務の補助等を行う。 第3段階(3週目):フルタイムで実施。2段階の内容に加え、実務的な業務を行う。 第4段階(4週目):フルタイムで実施。3段階の内容に加え、通常勤務に近い流れ・内容で業務を行う。 ○実施場所 対象者の所属で実施	4週間を基本としている。	訓練中のケガ等に対応するため、傷害保険に加入して実施（保険料は県教育委員会が負担。）	対象者にとっては、段階を迫ってプログラムを行うことで、職場に慣れることから始まり、徐々に負担が軽減された業務実践に移行していくことで、その後スムーズに職場復帰ができるという効果がある。また、職場復帰の可否の審査判定において、対象者の具体的な状況を把握できる資料となり、訓練の取組状況(結果)を踏まえた復帰可否の判断等ができる。	・健康管理医 (精神科医) ・健康管理医 (健康審査担当)	医療行為又は勤務上の制限の必要性の有無及びその程度についての判定を行う。	復職した教職員に対し、復職支援として、復職後1～3ヶ月経過の期間内に産業カウンセラー派遣し、本人及び管理職員と面談を行ってサポートする「復職後フォローアップ事業」を実施している。	なし	なし
5 秋田県	秋田県教育委員会の任命に係る公立学校の事務職員等で精神性疾患により休職中の者	なし	具体的な内容や期間は復職訓練計画にて定める。この計画は、訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会が策定し、県立学校の場合は所属長が策定する。また、復職訓練計画の作成に当たっては、訓練対象者及び主治医等と十分協議し、病気の回復状況を考慮し、職場環境や人間関係に徐々に慣れ円滑に復職訓練が行われるように配慮しなければならない。訓練対象者は、復職訓練計画の実施状況を当日の復職訓練が終了した都度、復職訓練日誌に記入し、所属長に提出する。所属長(訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会を含む。)は、復職訓練計画の実施状況を把握し、復職訓練記録に記入し、必要に応じて県教育委員会に報告する。県教育委員会は、復職訓練計画の実施状況を把握するため、必要に応じて復職訓練を視察し、復職訓練記録に記入する。復職訓練の場合は、訓練対象者の所属する職場である。	原則として4週間から3か月程度とし、訓練対象者の状況やその他の事情により期間を定める。	なし	職場復帰への不安の軽減に繋がっている。	主治医 指定医師 秋田県教職員健康審査会(特に必要と認める場合のみ)	心身の故障のため勤務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないものかどうか	所属長(復職した訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会)は、復職後の訓練対象者の状況(校務分掌及び授業準備状況、職場での状況、通院や服薬の状況、身体的な状況、精神的な状況、対人関係など)について、復職後3か月後及び6か月後に、復職後状況報告書により県教育委員会に報告しなければならない。	6か月	環境に配慮し、基本的に休職後の学校に復職させる。ただし、本人の状況に応じて、配置換えを行う場合もある。
6 山形県	県立学校教職員及び県費負担市町村立学校教職員、県教育委員会事務局職員及び学校以外の教育機関職員で精神疾患により休職又は休職中の者	なし	・対象者が職場復帰訓練を申し出た場合に、所属長が作成した職場復帰訓練計画に同意し、主治医の同意を得た上で、対象者の所属において実施 ・職場復帰訓練は、通勤や職場に慣れることから段階的に実施する。	休職者は4週間程度、休職中の者は2週間程度を目安とするが、対象者の状況に応じて伸縮可能。	傷害保険に加入	復帰に対する不安を軽減し、円滑な職場復帰後の再発防止が図られている。	山形県教職員健康審査会(精神科医を含む医師2名、事務局職員2名により構成)	主治医の診断書、所属校における経過観察、所属長の意見、本人の面接を踏まえて個別に判断する。	所属長は、精神疾患による長期休業の再発防止を図るため、対象者の職場復帰後サポート計画を作成し、対象者との面談や業務軽減等のサポートを行う。対象者の職場復帰後6か月後に健康管理報告書により、所属長が健康管理状況を報告。	6か月	職場環境の変化が本人の精神的な負担につながる可能性があるため、基本的には休職時の学校に復職させる。
7 福島県	精神科疾患に罹患したことを原因として地方法第28条第2項第1号の規定に基づく休職を命ぜられた県教委任命に係る教職員(市町村立学校に勤務する県費負担教職員を含む)のうち、連続して3か月を超えて休職することが見込まれ、かつ、以下に該当する者。 ① 症状が安定していること。 ② 本人が執行勤務の実施を希望していること。 ③ 執行勤務の実施が可能であると主治医が判断していること。	義務ではないもの、円滑な職場復帰を目的とする趣旨を理解してもらい、原則として実施している。	【実施内容】 職場の雰囲気に慣れることから始め、段階的に勤務時間及び業務量を増やし、最終的には、復職した場合の8割程度の業務量を行えることを目指す。 【実施場所】 原則として対象教職員が所属する職場。	休職期間中に実施し、4週間を標準とする。	なし	所属にとって、回復状況の把握や復職後の事務分掌の検討を行う上で、役立つ。	福島県教職員健康・精神障がい審査委員会委員(精神科医及び職員課長により構成)	複数の専門家からなる合議制の機関における判断を参考にして復職の可否を決定する。	なし	なし	特になし
8 茨城県	茨城県教職員健康管理条例に基づき、神経精神疾患により、茨城県教職員健康審査委員会の審査を経て、県教育委員会教育長から要休養・要医療の指示を受け、療養休暇を取得している者及び地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職している者	なし	対象者が復職支援プログラム(職場復帰トレーニング)の実施を希望し、主治医、校長が了解した場合に実施する。原則として、各段階の目的に応じて、校務分掌に係る業務、作業、授業等を4段階に分けて、対象者の所属校において実施する。	3か月以内	傷害保険に加入	出勤や業務に慣れることで、円滑な職場復帰が可能となる。	精神科医を含む医師4名	診断書、学校からの申請書をもとに委員会判断	年に1度保健体育課に報告をする。疾病が治癒し、Dの指示区分となるまで申請し、変更の審査を受ける。	なし	本人による希望を含め、働きやすい環境をつくるために考慮している。

1-2-16. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和5年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費に対する保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
9 栃木県	・精神神経系疾患により休職中の県立学校職員 ・精神神経系疾患により引き続き3か月以上傷病休暇で休んでいる県立学校職員	訓練については、休職者等の任意であるが、趣旨を理解してもらい訓練を受けよう指導している。	第1段階：職場に慣れる(平日) 第2段階：来客や電話に対応できる(6時間程度) 第3段階：一日職場で過ごることができる(おおむねフルタイム) 第4段階：おおむね疾患前の業務を遂行できる(フルタイム) 実施場所は、職員の所属校	原則4週間程度とし、状況に応じて延長も可能	なし	職場復帰のための訓練を行い、職務や職場に慣れることで、職務に支障がない状態まで回復し、自信を持って円滑な職場復帰が図れるようにする。	・主治医	・医師の診断 ・本人の意思、意欲 ・所属長意見 ・事務局人事担当職員の面談	なし	なし	原則、所属していた学校に配置する。所属長の判断により必要に応じて業務内容の見直しを行っている。
10 群馬県	県立学校教職員、県費負担教職員で、精神神経系疾患により休職中である者、または、30日以下であっても、主治医が必要と認める者、審査会で必要と認める者	あり	・第1段階 1日4時間×1週間(目的:学校の雰囲気慣れる) ・第2段階 1日6時間×2週間 ・第3段階 1日正規の勤務時間×5週間(目的:正規の勤務時間に合わせて生活リズムを作る) 実施場所:対象者の所属	原則8週間とし、16週間を超過する。	賠償責任保険、普通傷害保険に加入	・病休者が職場への適応性等を回復すること、復職に対する不安を軽減し、再発を防止できる。 ・校長が病状の回復状況を把握し、復職に向け、所属の体制整備を図ることができる。 ・病休者等が復職しようとする場合、審査会における審査の資料にすることができる。	・精神科医師、公立学校校長の代表、行政医師又は産業医師等	職場復帰訓練が計画どおり実施できる。	教職員精神保健審査会への勤務状況等の報告を行う。	復職後3か月間	所属していた学校に配置する。勤務時間の軽減は行わないが、所属長は本人と面接し、業務内容・量についてゆとりを持って取り組めるよう配慮する。
11 埼玉県	県立学校教職員、県費負担市町村立学校教職員、県教育庁等職員で、精神神経系疾患により休職している者	義務ではないものの、職場に慣れることを目的として簡易な業務等を行う準備期間を設け、最終的には復職後の業務とほぼ同程度の訓練を行う「職場リハビリテーション」を実施する。 ・準備訓練(1週間程度) 開始2～3日は原則として4時間程度とし、簡易な業務を行う。 原則として開始4日目は始業時から6時間程度、5日目は通常どおりとし、簡易な業務又は休職者の分掌のうち軽易な業務を行う。 ・職場リハビリテーション(4週間程度) 第1週は、準備訓練の内容を基本とし、必要に応じて他の業務を実施する。 第2週以降は、原則通常勤務と同様とし、必要に応じて適宜業務内容を変更する。 【実施場所】 休職者の所属所	【内容】 職場に慣れることを目的として簡易な業務等を行う準備期間を設け、最終的には復職後の業務とほぼ同程度の訓練を行う「職場リハビリテーション」を実施する。 ・準備訓練(1週間程度) 開始2～3日は原則として4時間程度とし、簡易な業務を行う。 原則として開始4日目は始業時から6時間程度、5日目は通常どおりとし、簡易な業務又は休職者の分掌のうち軽易な業務を行う。 ・職場リハビリテーション(4週間程度) 第1週は、準備訓練の内容を基本とし、必要に応じて他の業務を実施する。 第2週以降は、原則通常勤務と同様とし、必要に応じて適宜業務内容を変更する。 【実施場所】 休職者の所属所	5週間程度	あり(傷害保険に加入)	復職支援プログラム中は、勤務時間と職務内容を徐々に増加させていく。プログラム受講者が、通常勤務できる状態まで徐々に慣らす事で、復職後に心身で大きな負担を生じさせないことについては、一定の効果があると考えられる。また長期にわたるプログラムを実施することによって、主治医や埼玉県教職員健康審査会の委員が、受講者の状態について、詳細に把握できるとし、復職後に必要な措置についてもより一層検討ができる。	・主治医 ・教職員の休職、復職等の可否を審査する「埼玉県教職員健康審査会」の委員(医師)	職務を滞りなく行えるかどうか	・教職員健康審査会への状況報告 ・主治医の診断書及び所属長の観察報告書による。 ・主治医・家族等との連携 所属長等による経過観察を行い、必要に応じて主治医・家族と連絡を取り合う。	教職員の健康状態について、医学的判断に基づいた、個別に対応に必要な期間	原則、所属していた学校に配置する。所属長の判断により本人の状況、他の職員の状況分掌等を軽減している。
12 千葉県	県立学校職員(単労を除く)及び県費負担職員の中で精神神経系疾患により休職している者	あり	原則6か月以内の職場復帰支援プログラムを作成し、所属校において職場リハビリテーションを行う。	原則6か月以内	傷害保険加入	・復職支援プログラムの実施状況を職場復帰可否の判断材料としている。 ・フルタイム・フル勤務に向けて段階的に取り組むため、無理のない復職につながっている。	千葉県公立学校教職員健康審査会委員(精神科医)	明確な基準は設けていないが、「フルタイム勤務を1か月程度継続できること。また、職務を滞りなく遂行できること」を一応の目安としている。	・校内受入態勢の整備 ・症状の再発や新たな問題の有無	随時(特に期間に定めがない)	所属している学校に配置する。
13 東京都	行政系都立学校教職員及び行政系区市町村費負担職員のうち、精神神経系疾患により休職中で、東京都教育委員会教育長が訓練を受けることが適当と判断した者	なし	【計画】 ①第1期(最初の1/3程度) 週に2～3回、2～4時間程度 ②第2期(中間の1/3程度) 週に3～4回、6～7時間程度 ③第3期(訓練終了の2～3週間) 週に5日、7時間45分 【内容】 ①課内文書の配布、交換業務 ②書類のコピー作業 ③台帳などの整理 ④パソコン等による資料作成 ⑤統計整理、等 【実施場所】 対象者の所属学校	1か月～3か月	なし	実際の職場で訓練を実施するため、復職時の負担を軽減する効果が期待できる。	休職期間が満了すれば復職する。休職期間の途中で復職する場合は主治医や指定医師の診断を踏まえ、東京都教育委員会が判断する。	勤務に耐えうるかどうかを主治医の診断書や校長の意見等から総合的に判断する。	なし	なし	復職時は所属していた学校に配置するが、人事異動時期において、本人の状況等を鑑み、人事配置している。
14 神奈川県	県立学校に勤務する職員及び県費負担教職員のうち、心身の故障により休職中の職員で、これを行うことを申し出た者	なし	・心身の故障により休職中の職員の円滑な復職を図るため、治療の一環として、所属する職場において職場復帰のためのリハビリテーションを行う。 ・職場リハビリテーションの期間は、3か月以内の期間で、主治医の意見に基づき、職員が申し出た期間とする。 ・職場リハビリテーションの実施及びその内容は、主治医と協議のうえ、校長が決定する。	3か月以内	・希望者は、職場リハビリテーション実施中の事故及び自宅と職場リハビリテーション実施場所との往復中の事故を補償の対象とした傷害保険に加入することができ(平成26年5月12日から保険適用)	職員、主治医、学校等が連携し、復職までの段階的なリハビリテーションを行うことにより、当該職員が安心して職場復帰することができ、また、リハビリテーションの実施により、復職後の支援のあり方など現場の理解も得られやすくなっている。	健康審査会委員4名(精神科医) 主治医 主治医以外の医師1名	一般疾患については、主に傷病の回復状況 精神神経系については、回復状況のほか本人の意欲、業務適応性を総合的に勘案し判断	健康審査会において決定した措置状況に応じて、定期的に事業経過報告書、診断書、勤務適応状況報告書等を所属長を経由して提出させる。	健康審査会において普通勤務、かつ、健康の措置判断が下されるまでの期間	復職にあたり、健康審査会の措置を行っている。
15 新潟県	【対象職員】 県立学校教職員 【対象内容】 ・休職の発令を受けている教職員 ・3月以上におわり病状を改善し又は取得を予定している教職員 ・所属長が支援を必要と認めた教職員 【審査条件】 ・病状が安定している ・職場復帰に意欲があり、試し出動の実施を希望している。 ・主治医が可能であると判断している。	なし	【試し出動の実施場所】 試し出動者の在籍所属 【試し出動の実施用務例(事務職員の場合)】 ・第1段階…職場の雰囲気慣れる。(週2日・2時間程度) ・第2段階…職場・仕事の内容に慣れる。(週3日・3～4時間) ・第3段階…職場・仕事の内容に慣れる。(毎日・3～6時間) ・第4段階…職場復帰に向けて具体的な準備を行う。(毎日・4時間～正規の勤務時間)	試し出動の実施期間が原則として4週間以内	試し出動者は傷害保険に加入	長期間勤務から離れていたことによる職場復帰に対する不安を軽減し、職場復帰をスムーズにする	医師(2名)	医師の診断書	復職後、保健師の学校訪問や電話等により、状況を把握している。	状況により個別に判断	状況により個別に判断
16 富山県	富山県公立学校教職員において病状が回復から復職する者	なし	職場復帰に向けた支援の流れとしては、①復業に専念する時期 ②職場復帰の準備を始める時期 ③試し出動を行う時期 ④職場復帰に向けた最終調整を行う時期 ⑤職場復帰後のフォローアップの時期としている。 【③試し出動を行う時期に行う支援計画の例】 (例1)3段階で ゆっくりと ・初期段階(数時間から半日程度の勤務) ・中期段階(半日～6時間程度の勤務) ・最終段階(正規の時間による勤務) (例2)4段階で きめ細かく ・第1段階(職場の雰囲気慣れる) ・第2段階(職場に慣れる) ・第3段階(さまざまな職務を行う) ・第4段階(職場復帰の具体的な準備を行う)	本人の状況に合わせて実施	なし	段階を経て復職すること、円滑な職場復帰に繋がる。	主治医、他医師1名の計2名	・復職のための「試し出動」の状況 ・医師の診断(2名)	学校長や事務長の面談	状況により個別に判断	本人の状況に応じて必要な配慮をしている。
17 石川県	事務職員等	あり	復職後、3月の勤務軽減プログラムを実施している。	3月間(延長可)	なし	人事課福利厚生室 所管の健康審査会 の「精神部会」委員である医師	・本人の意思 ・医師の診断 ・所属意見 ・面接での診断	B(要軽業)、C(要注意)の判定を受けている者を審査会に提出し、その判定に応じて必要な措置を行う。	該当者の判定区分がD(健康)となるまでの間	本人の状況に応じて、配置先等について必要な配慮を行う。	

1-2-16. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和5年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めるか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
18 福井県	○県立学校の事務職員については、知事部局の「職場復帰支援プログラム」を準用している。 対象者：精神疾患により病休中(90日を超えるものに限る。)または休職中の職員等で、病状が安定した職員	なし	・第1週:1日の従事時間2時間程度、出勤に慣れる、定型的な軽業務 ・第2週:1日の従事時間4時間程度、職場に慣れる、定型的な軽業務 ・第3週:1日の従事時間6時間程度、仕事に慣れる、補助的な業務 ・第4週:1日の従事時間7時間45分、通常勤務に慣れる、復帰した場合の業務	試し勤務の期間は1か月以内の範囲内で必要と認められる期間とする。ただし、試し勤務の実施状況から必要と認められる場合には、1か月の範囲内で延長することができる。	共済組合は、対象職員を被保険者とする傷害保険に加入 ①補償対象 ②就業中の事故、ケガのみ(通勤中を含む) ③保険金額 ・死亡・後遺障害保険金 500万円 ・入院保険金 日額 3,000円 ・通院保険金 日額 2,000円	本県において、令和3年度に復職プログラムを実施した事務職員は0名であった。	・職場管理者、産業医知事部局人事担当課の人事担当、保健師、メンタルケア専門員を含めたメンタルケア会議で検討	・病状の回復状態と職務遂行能力の回復状態	所属長およびメンタルケア専門員によるフォローアップ	なし	・通院障害等による休職が復職する際、異動により勤務環境を変える必要がある場合も多い。このため、状況に応じて判断するようになっている。
19 山梨県	山梨県教育委員会の任命に係る教職員のうち休職中の方で、次の条件を満たした者とする。ただし、休職命令がされていない者についても、次の条件を満たせば実施できるものとする。 一 規則正しい日常生活を送ることができ復帰への意欲を持っている者 二 主治医が、病状や体力等の回復状況から職場リハビリを実施可能と判断した者 三 所属長が受入れ可能と判断した者	なし	実施場所は、対象者の元の所属とするが、元の所属に不適合等がある場合はこの限りではない。 内容は、出勤に慣れるための出勤訓練から始まり、学校、仕事、授業等に慣れ、復帰のための準備まで段階的に計画し実施する。	原則として2か月程度とする。 ただし、疾病等の状況により変更又は中止できるものとする。	対象教職員を被保険者とする傷害保険に加入する。 保障内容：就業中の災害、ケガ死亡・後遺障害 2,000万円、入院日額 5,000円、通院日額 3,000円	復職を目指す職員の環境が急激に変化しないよう短時間の勤務等を認めておき、負担の少ない形での職場復帰支援が可能となっている。また、職場の上司、同僚からしても、復帰を目指す職員の現在の状況について把握ができるため、職場全体で復帰を支援する体制作りが後立っている。	主治医、県教委衛生管理医	①本人が職場復帰に対して十分な意欲を持っていること ②生活リズムが確立していること ③一人で安全に通勤できること ④病状が安定して再発の恐れがないこと、また、通院や服薬などが確実に実行されること ⑤業務を行うための持続力・集中力・体力があること ⑥必要な程度に人間関係が改善されていること	学校管理職、県教委人事担当者及び県教委保健師が連携を図り、電話等で本人の状況を把握 ※必要時、衛生管理医、本人、管理職・人事担当者で面談を行う	衛生管理医、本人、所属、人事担当者、健康管理担当者 個別に判断し、支援	・職場復帰支援プランに基づき対象者を支援するとともに、所属長は、対象者の勤務状況及び健康状態等を観察し相談に応じる。 ・原則、所属していた学校への配置 ・就業上の配慮が必要な場合は、「職場復帰及び就業上の配慮に関する情報提供書」を衛生管理医が作成(就業継続の場合は3か月)
20 長野県	・県教育委員会事務局、教育局、高等学校、特別支援学校に勤務する職員のうち、精神疾患により休職等している職員で、主治医がリハビリの効果があると判断し、本人が希望する者	なし	職場リハビリテーション 在籍する所属(校) <内容> 段階的に頻度や時間を増やしていく。 ・出勤に慣れる ・自分の担当業務に慣れる ・担当業務の実施 ・1日勤務ができる <訓練時間> ・第1段階:教時間から半日 ・第2段階:概ね15時まで ・第3段階:第2段階+授業準備と実施 ・第4段階:フルタイム	概ね2か月程度	なし	自己を振り返り、職場の順応性や様々な環境の変化に耐えられるか、また、問題が生じた場合の対処方法を学ぶ。管理職や指導者の下、業務を実施して自己の課題に取り組み	教職員健康診査委員会である精神科医師3名	①病状及び職務能力が職場復帰するに適切な状態に本当に回復しているか ②職場復帰に向けて意欲は十分か ③復帰後、体力的に他の教職員と遜色なく勤務できるか(身体が慣れたか) ④自分が精神神経系疾患に罹患したことを前向きに捉え今後の職務に活かしているか ⑤ストレスに対して対処できるか ⑥職場の受入れ体制が整備されているか	3か月に1回、所属長から総括安全衛生管理者(教育次長)へ状況報告を提出	個別の状況による	所属長が主治医、本人の職務状況等を図っている
21 岐阜県	精神疾患等(精神神経系疾患)又は一般疾病(機能障害が残るものに限る)により休職している職員	なし(復職審査の資料としてプログラムの実施結果資料の提出が必要となる。)	・実施内容:第1～5段階に分けて段階的に実施時間、プログラム内容を充実させていき、復職後の職務に慣らしていくもの。 ・実施場所:対象職員が所属する職場	2か月以上(40日間以上)	あり(教職員互助組合事業により傷害保険料を助成)	・対象職員の職場復帰に対する不安の軽減 ・対象職員の職場復帰後における精神疾患等の再発抑制	【精神疾患の場合】 岐阜県教職員保健審査会の第2部会(精神・神経系疾患担当)の委員の精神科医師3名 【一般病疾病の場合】 第3部会(機能障害の残る一般疾病担当)委員である医師(専門医)2名	保健審査会第2部会(精神・神経系疾患担当)の審査会は、審査委員(精神科医師)3名により対象者の事前診察を実施し、審査会で診察を行った委員の審議による。 第3部会(機能障害の残る一般疾病担当)は審査会での審議による。	①四半期ごとに所属長から経過報告書を提出 ②復職後、健康相談を実施(①、②)と小・中学校を除く。	職員の状況による	なし
22 静岡県	県立学校教職員、市町立学校教職員、市町立学校教職員(指定都市を除く)並びに県教育委員会事務局及び教育機関に勤務する教職員。主治医から指示された場合は、90日未満の承認であっても訓練を行うことができる。	なし(プログラム実施の結果は復職審査を要する上で参考資料とする。)	・職場復帰訓練として、概ね4週間～6週間実施している。一般的には、訓練期間を4段階に分けるケースが多い。 ・第1段階は概ね1日程度程度の訓練 ・第2段階は概ね半日程度の訓練 ・第3段階は6時間程度の訓練 ・第4段階はフルタイムの訓練 実施場所:原則所属校 計画立案時や訓練実施中に、必要に応じて保健師・心理士が面談実施。 訓練終了後において、職場復帰相談医(精神科医)に所属が受入れ体制や対応について確認・相談をすることとしている。	休職期間中に概ね4週間～6週間実施。 主治医の指示により期間延長の場合もあり。	対象教職員を被保険者とする傷害保険に加入する。 死亡:1,500万円 入院日額 5,000円、通院日額 3,000円	段階的に職場に慣らすこと、円滑に職場復帰することができ、また、訓練を実施することで、本来復帰するまでに回復できていないケースを訓練を通じて判断することができる。	主治医	・主治医の意見 ・復帰する意欲があること ・フルタイムの勤務が可能か ・状態が安定し、毎日、確実に出勤できること ・授業を滞りなく行うことができること等	復職3か月後、状況報告書を提出。 校長が希望する場合は、職場復帰相談医や保健師・心理士に相談	個別の状況による	所属していた学校に配置する
23 愛知県	精神疾患による休職中の方で、その病状が安定し、プログラムを希望する教職員(愛知県教育委員会が適当と認められる場合は、その他の疾患による休職中の職員も対象とすることができる。)	なし	内容:対象教職員が休職前に従事していた職務を考慮して、主治医と相談のうえ決定。初期段階から多大な負担がからぬよう段階的な内容とする。 実施場所:原則、対象教職員が所属する公立学校	原則3か月以内であるが、累教育委員会が、特に必要と認められた場合は、休職期間日まで実施を継続することができる。	あり(傷害保険)	復職支援プログラムの実施で段階的に負担が軽減され、本人にとっては、徐々に生活リズムが確立していき円滑な復帰に資することができる。また、学校にとっても復職後にどのような配慮を実施すべきかが明確になることから円滑な学校運営に資することができる。	県教育委員会が委嘱した医師2名	本人、家族、管理職との面談で、疾病の回復への経過、復職支援プログラムの実施状況、復職への不安や意欲、復職後の治療予定、再発に対する予防策、家族としての支援、学校内の環境調整や復職後の支援体制等について確認した上で、学校現場において教職員として7時間45分勤務が可能な状態であるかの医学的判断	・復職審査の結果、事後措置の内容により、当該復職が作成する後復職計画に基づき後復職を実施する。 ・後復職実施中に、必要に応じて、教育委員会保健スタッフが管理職及び本人と面談を実施する	原則3か月。ただし、必要に応じて3か月の範囲内で延長が可能。	原則、所属していた学校に配置する。 ・職場復帰するにあたり、復職後1か月(状況により必要と認められる場合は、最大3か月)まで延長可能勤務軽減制度を利用することができる。
24 三重県	精神神経系疾患による①休職者 ②3か月以上の休職者	①②共通 ①②共通	①共通 ・段階を踏んで実施 ②共通 ・第1段階:生活リズムを整える(週5日、2～3時間) 文書作成補助、郵便物や整理など ・第2段階:職場の雰囲気慣れる時期(週5日、4時間) 補助的作業(文書作成)、電話対応など ・第3段階:職務を視認し入れた時期(前期週5日、6時間) 担当業務・共同実施など ・第4段階:職務を視野に入れた時期(後期週5日、6～8時間) 担当業務・共同実施など ・実施場所:所属校 ① 職場復帰訓練中及び復職後概ね1年間(回復状況により特に必要と認められた場合は、2年以内まで延長可能)リワーク支援専門員(臨床心理士)を派遣 ② 職場復帰訓練中1回リワーク支援専門員(臨床心理士)を派遣(回復状況により特に必要と認められた場合は、1年以内まで延長可能)	①原則、4週間程度 ②原則、2週間程度	①②共通:あり	・本人の復職への不安軽減と自信の回復につながる ・病気の回復状況や職場への適応度が把握できる ・周囲の理解や支援が確認できる ・復職時に必要な支援が検討できる	専門医委員(精神科医)、専門医以外の委員(県立学校長代表、中学校長代表、小学校長代表)	・医師の診断状況、復職訓練状況、復職面談での状況、管理職の意見、市町教育委員会の意見等から審査会で審議 ・審査会の答申決議は、原則として全員一致とする ・意見が分かれる場合は、多数の意見をもって審査会の答申とする。	①復職1か月、3か月、12か月後の報告を学校から受けるようにしている。 復職後1年間(回復状況により特に必要と認められた場合は、2年以内まで延長可能)は、リワーク支援専門員の派遣制度が活用されている。 ②なし	①12か月 ②なし	・原則、所属していた学校へ配慮する。 ・職場復帰するにあたり、復職後1か月(状況により必要と認められる場合は、最大3か月)まで延長可能勤務軽減制度を利用することができる。

1-2-16. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和5年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について				
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮	
25 滋賀県	県立学校、県教育委員会事務局および県教育機関に勤務する教職員。	なし	①療養中のケア：主治医との協議 ②産業医（精神科）面談 ③試し出勤の実施 ④所属長は対象職員の療養期間、職種、担当業務および職場の状況等を総合的に勘案し、「試し出勤実施計画書」を作成し、実施する。 ⑤試し出勤実施後は主治医による職場復帰可否判断を行い、その後、産業医（精神科）の面談を行う。 ⑥復職支援相談の実施 ⑦復職後の相談	①休職中 ②休職中（復職予定の1～2か月前） ③復職直前 ④復職後 ⑤復職後	③のみ公費により傷害保険に加入する。	平成29年度に1人、平成30年度に2人、令和3年度に1人が利用した（特別休暇職員を含む）。	医師2名	医師2名の診断	相談事業	本人の希望に応じて必要と認められる間	特記事項なし	
26 京都府	精神及び行動の障害により休職を命じられた府立学校教職員及び府費負担教職員が次のすべてに該当する場合であって、教育長が適当と認めた場合 ①規則的な日常生活を送ることができる程度に病状が安定していること。 ②対象教職員自身が職場復帰に意欲を持ち、ならし勤務の実施を希望していること。 ③主治医が職場でのならし勤務の実施が可能と判断していること。 なお、90日を超えて病休を取っている者も同様に実施が可能である。	なし	開始当初は、自宅と職場を往復すること自体が、対象教職員にとって負担となるため、まず、通勤に慣れることから始め、軽微の作業を短時間行うなど、職場に慣れることを目的とする。 その後、徐々に作業時間を延ばして職場に慣れていくとともに、作業の質、量についても徐々にレベルを上げていき、最終的には正規勤務と同じ作業時間となるよう計画する。	3か月の範囲内ただし、必要と認められる場合は期間を延長	ならし勤務中の災害等を保証する保険制度に、府の負担で加入することができる。	復職に向けた回復の程度について、ならし勤務を実施しながら、本人・学校とも実感・把握することができ、より高確率に職場復帰の判断ができた、復職後の円滑な業務遂行に活かされている。	・医師2名（うち、1名は国公立病院等に勤務する者） ・京都府公立学校教職員疾病専門家会議（医師・行政職員で構成）	・就労意欲があること ・所定の勤務時間における勤務が可能な状態であり、毎日、確実に出勤できること	校長は、対象教職員の職場復帰が決定した場合には、職場復帰後の支援計画書を作成し、教育長に報告する。また、必要に応じて職場復帰支援チームの精神科医から、対象教職員とともに助言指導等を受けることができる。	支援計画書に記載の期間	学校に復職した教職員に対し、復職した日から次の長期休業日の前日まで、非常勤講師等を措置する（4か月限度。長期休業日は措置しない）。	
27 大阪府	①精神疾患により休職している府立学校に勤務する事務職員 ②精神疾患による休職から復職後、概ね1年以内の府立学校に勤務する事務職員及び府費負担事務職員（政令市及び豊能地区を除く）	なし	①大阪府立学校職場復帰支援プログラムに基づき、各校において、主治医、産業医と連携を図りながら病休休業から職場復帰後のフォローアップを実施 ②公立学校共済組合大阪支部が委託する大阪メンタルヘルス総合センターで実施される精神疾患による休職から復職後、概ね1年以内の教職員を対象とした、復職後支援講座を年度当初に教育庁から案内。	①各校が決定 ②4月～7月の間に1回～2回実施。	なし	対象となる職員が少なく、また各学校での実施となるため、効果の判断が困難	医師2名	医師2名の診断	精神疾患により休職していた教員に対して、校長が職務遂行状況を把握し、復職後の支援を主治医から聞き取りを行い、教育委員会に報告するものとしている。	1か月	所属していた学校に配置する。	
28 兵庫県	県立学校教職員及び府費負担教職員で病休休暇・休職者	なし	職場の環境や勤務に慣れるためのプログラム。対象者の所属する職場において、段階的に行う。 ・同僚等とコミュニケーションをとる ・補助的作業 ・通常勤務の準備	職場復帰約2ヶ月前から原則として4週間	なし（任意で（財）学校厚生会・職場復帰補助事業に加入）	精神科医3名	・医師2名（うち1名は国立または公立の病院または、これと同等と認められる医療機関に勤務する医師）の診断書と校長の届出書により、病休休暇取得前の状況で復帰しているかをケースごとに確認し、復職を判断する。	健康審査会で審査	復職1か月後、2か月後、3か月後、6か月後	なし	なし	
29 奈良県	精神疾患による休職期間が1年を超え、復職の意思を示すとともに復帰訓練を希望する者	なし	・所属長及び主治医の意見を聴いてその内容を定め、休職者自らの願い出により所属する学校において所属長の指導のもとで行う。 ・学校・足を運ぶ。 ・管理職・同僚とのコミュニケーションを図る。 ・事務処理に慣れるために簡単な文書を作成したり、補助的作業等を行う。	3か月	なし	復帰前に、徐々に調子を戻すための期間を設けることで、不安を解消し、徐々に職場の空気になじんでいくことができる。また、職場側も、職場復帰訓練期間中本人の様子を知ることによって、受け入れ態勢が整えられる。	奈良県教育メンタルヘルスに関する審査会 ・精神疾患に関する専門的知識を有する者 ・その他教育長が適当と認める者	医師の診断書、なお復職訓練を実施した場合は、観察記録等も参考にする。	なし	なし	なし	
30 和歌山県	和歌山県教職員健康審査会において、確認作業の指導区分判定を受けた者	あり	勤務校において、段階的に授業参観、事務作業、会議への出席、教材研究等を行う。本人と校長、市町村教育委員会が相談し、内容を決定している。	原則として、4週間	あり（互助会負担）	4週間の支援プログラムを実施することにより、スムーズに職場に復帰できている。	医師4名（精神科医2名、保健所長1名、内科医1名）	復職審査（審査会1）→主治医の意見（通院状況、現症、診断、処方内容） 本人及び管理職との面談（コミュニケーション力、社会性等）、1か月の確認作業の実施 復職審査（審査会2）→面接復職審査（審査会3）→学校長の報告書（校長の観察記録、本人の行動日誌） 審査会1、2、3をふまえた総合判断	校長が、勤務校における勤務状況と左記審査会での審査	3か月	なし	
31 鳥取県	県教育委員会事務局職員、県立学校教職員及び県費負担教職員のうち神経・精神障がいによる休職者	あり	(1)復職への意思確認と職場復帰訓練実施可能が記載されている診断書の提出（本人の気持ちから先行しやすいため、主治医の判断を診断書で確認） (2)復職支援検討会の開催 【メンバー】所属長、本人、主治医、教育委員会人事担当、教育委員会健康審査会、その他必要職員 【内容】 ・症状や経過の共有、主治医の助言 ・訓練期間や訓練内容の検討 ・復職に向けての流れや制度の説明等 (3)職場復帰訓練の実施 【期間】4～6週間 【内容】 ・第1ステップ（半日勤務）職場の雰囲気慣れる。 ・第2ステップ（6時間勤務）職務に慣れる。 ・第3ステップ（通常のフルタイムの勤務時間）業務量を軽減したり、調整したりしながら8時間勤務を行う。児童生徒や職員との関わりを持つ。 ・第4ステップ（通常のフルタイムの勤務時間）復職後の勤務内容（本務）の実施。仕事量を意識しながら、7、8割程度の内容を実施。 ※職場復帰訓練期間中、教育委員会担当者が所属、学校を訪問し、事務室、職員室、所属等で業務をしている様子を見学、本人との面談、本人及び関係者で振り返りの会の開催。復職に向けての手続きや、見直しに向けての説明等も行う。 (4)職場復帰訓練後、主治医及び健康審査会委員（精神科医師）を受診し、診断書及び関係書類を県教育委員会へ提出。	4週間～6週間程度	あり（公費）	・職場復帰への不安の解消と自信の回復、意欲の向上 ・訓練を通して、現症や体調の変化や安定具合を所属、関係者及び本人に確認できる。 ・職場復帰訓練で、勤務時間や業務内容や業務量を徐々に増やしていくことで、復職後の働き方の見直しができる。 ・職場復帰に慣れ、人間関係の構築により、復職後の職場環境に適応しやすくなる。 ・本人がストレスへの気づき、対処法を実践することができ、今後につなげることができる。 ・本人、主治医、管理職、関係職員等との情報交換や話し合いができ、フォローアップがスムーズにできる。	医師4名（健康審査会の委員）	職場復帰訓練の実施状況（計画通り継続して勤務できたかどうか、体調の安定状況、管理職、本人の実施報告の内容）、職場復帰訓練実施後の主治医及び健康審査会委員の診断内容（診断書）、及び健康審査会での面接での様子（コミュニケーション力、社会性等）、1か月の確認作業の実施	・健康審査会（審査会1）→主治医の意見（通院状況、現症、診断、処方内容） 本人及び管理職との面談（コミュニケーション力、社会性等）、1か月の確認作業の実施 復職審査（審査会2）→面接復職審査（審査会3）→学校長の報告書（校長の観察記録、本人の行動日誌） 審査会1、2、3をふまえた総合判断	・健康審査会での審査 ・定期的な開催される健康審査会での経過審査を行う。審査会には主治医及び健康審査会委員の診断書、傷病状況報告書（本人記載）、観察報告書（所属長記載）等を所属長、市町村教育委員会へ提出する。 ・県教育委員会健康審査会による学校訪問・面談を実施し、復職後の経過観察やフォローアップを行う。	3か月毎の健康審査会での経過観察	現任校（現所属）での復職を原則とする。
32 鳥根県	鳥根県教育委員会が任命する教育職員及び県教育委員会事務局職員等であって心の問題により休職等の者	なし	・実施場所：原則として対象者の所属 ・実施内容：職場復帰後の職務内容に準拠して、段階的に実施する。 I 支援プログラムの計画立案： ①本人が職場へ出かけるという行為を、日常的にできること。 ②管理監督者は、本人と話し合い、実施計画を立てる。 II 支援プログラムの開始： ①職場の状況を確認する。 ②状況をみながら判断する。 ③教職員との関わりをもつ。 ④児童生徒との関わりをもつ等 III 支援プログラムの見直し ・実施内容等については、本人の意見を反映し、悪化防止への配慮を行うこと。	実施期間：原則3か月以内とする。 ただし、計画の変更（短縮、延長、中止）を行うことができる。	あり（互助会負担、互助会員以外：公費）	復職プログラムを実施した上で職場復帰することにより、円滑に職場へ復帰することができる。	精神科を専門とする医師	事務処理を滞りなく行えるかどうか	所属長は職場復帰後の病状を確認し、職務上の配慮等により再発予防を行う。 専門カウンセラー（精神科医師）、保健師による随時相談（電話・メール・面接等）、臨床心理士による相談等によるフォローアップを行っている。	なし	主治医等の意見を踏まえ、所属長が本人と確認しながら負担軽減を図る。	

1-2-16. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和5年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
33 岡山県	岡山県教職員健康診断審査委員会において、精神疾患等により休職していると判定された者	原則として、対象者全員実施	・補助的作業、指導案の作成、授業参観、給食清掃指導、授業実施等 ・所属長と対象者及び主治医とで十分協議し、復職プログラム計画を作成する。また、精神科医・臨床心理士からなるメンタルヘルス部会において、本人と所属長を含めて面接を行い、各個人の状況に応じた計画を作成する。 ・実施場所については、原則所属で行う。	原則4週間	あり ・普通傷害保険 補償内容：死亡・後遺障害2,000万円 ・賠償責任保険 補償内容：対人1名1億円、1事故6億円 対物1事故100万円、免責なし	・所属に慣れたための一定の期間を設けることで、対象者本人の対人関係面での不安を徐々に解消するともに、業務遂行に必要な能力面において休職前との落差を少なくすること ・所属は、復職プログラム期間中の本人の状況を把握することで、復職後の受け入れ態勢を整えることが出来ること	岡山県教職員健康診断審査委員会 ・保健所長 ・精神保健福祉センター所長 ・医師	岡山県教職員健康診断審査委員会が指導区分が必要（勤務を休む必要がある）以外と判定されるもの（本人面接、委員による事前診断、復職診断書等により判定）	復職後、所属長が対象者及び関係者と面接等を実施し、復職後状況報告書を作成する。メンタルヘルス部会は、その報告書により状況を把握し、指導助言を行う。復職後必要に応じて再発防止に向けた助言等を行う。	原則として、復職日から換算して6か月経過後まで	人事配置の配慮はないが、健康診断審査委員会の助言を受け、復職後、しばらくの間、業務負担軽減等について、学校長へ依頼している。
34 広島県	精神疾患による病欠休職者	あり	①休職開始時及びその後の3か月ごとに状況を把握し、必要に応じて、助言等を行う。 ②復職しようとする場合、原則として、所属校で試験的勤務を実施する。	1(3)②の者に 対し自宅出発から勤務中及び帰宅まで補償 ・普通傷害保険(死亡・後遺障害:2千万円、入院:1万円/日、通院:5千円/日) ・賠償責任保険(対人:1名1億円、1事故6億円(限度額)、対物:1事故750万円(限度額))	復職審査実施前において、所属校における復職プログラムを実施することにより、復職に向けて心身を整えさせることが可能となる。また、復職プログラム実施期間中における状況から判断して、復職を取りやめる例もあり、復職後において再び休職的な状況となることの防止めになっていると考えられる。	一般審査会の委員は、内科、外科、整形外科等の専門医師5名を委嘱する。精神審査会の委員は、精神科の専門医師6名を委嘱する。	主治医の診断書、所属校での試験的勤務の状況、本人及び家族等との面接を参考に個別に判断する。	校務分掌の軽減や相談体制の整備を図るとともに、面談等により復職後1か月の状況を把握する。	1か月	本人の健康状態に応じて、個別に検討する。	
35 山口県	県教育委員会が任命する職員のうち、精神・神経系疾患のため休職を命じた者又は病欠休職の承認を受けた者	なし	職場の環境や勤務に慣れるためのプログラム ・休職(病休)中の1か月程度をかけた復職準備を行う。 ・実施場所は原則該当者の勤務公署 ・プログラムは、状況に応じて段階的に実施し、最終段階では通常の勤務と同じレベルに到達することを旨とする。	1か月程度	復職プログラム実施中は保険措置あり	復職後、再度休職する者が減少するなど、再発職場復帰に向けた一定の成果を上げている。	医師2名(1名は国立若しくは公立機関の医師)	一日の通常業務を滞りなく行えるかどうか	所属長が面談等により状況を把握するとともに勤務状況等を県教育委員会に報告する。	復職から3か月及び6か月経過後	なし
36 徳島県	精神性疾患により病欠休職中(連続30日以上)又は病欠休職中で病状が安定し、職務復帰を希望する教職員	なし(希望制)	所属校(勤務場所)において、当該休職者等の病欠の内容、休職等の期間、担当業務及び職場の状況等を総合的に勘案し、所属長が当該休職者等及び主治医と協議して定める。	1か月。なお、当該プログラムは必要と認められる場合は期間を延長することができる。	傷害保険に加入	病欠休職中又は病欠休職中の教職員の円滑な職務復帰、復職への意欲の向上に効果がみられる。	教育委員会関係団体3名に加え、医師5名(精神科、心療内科、産業医)、臨床心理士1名で復職審査会を構成する。	事務職員の職務復帰プログラムについては教育職員同様希望制であり、1か月のプログラムを実施できれば復職となり、特に詳細な基準はなし(教育政策課主管)	復帰後の勤務状況全般を所属長が観察し、1現在の本人の状況、2職場の受け入れ状況、3所属長の意見等を記した報告書を提出する。	3か月後	なし
37 香川県	精神疾患により長期療養中の教職員	あり	・精神疾患による長期療養中の教職員が復帰前にその職務についてウォーミングアップする。 ・原則として、4週間とし、長期療養者が所属する学校において行う。	原則として、4週間(H27.1月～)	県教育委員会が「普通傷害保険」及び「施設賠償責任保険」に加入している。	職場復帰に向けて、段階的に心身の準備ができて、復帰初日の負担が少なくなった。 復職プログラム実施によって、長期療養者の心身の状況や支援すべき点が明確になり、復帰後のサポート体制の充実につながった。	教育委員会の諮問に応じ、「香川県教職員健康診断審査会」において、教職員の精神疾患に係る健康状況について審査し、答申する。この審査会は、精神科医師である委員4名で構成される。	職場復帰プログラム中の勤務状況に関する校長の意見や主治医等の医師の診断結果を踏まえ、業務遂行の可否を総合的に判断する。	「香川県教職員健康診断審査会」において決定した措置状況に応じて、本人からの健康状況報告書に所属長の意見を添えて提出を求めている。	教職員の健康状態について、医学的判断に基づいた、個別に対応が必要な期間	職場復帰支援計画を作成し、業務の負担軽減等の配慮を行う。
38 愛媛県	精神疾患により休職している公立学校教職員	なし	①休職者及び主治医の同意を得てシステムを運用 ②教職員復職サポートチーム(休職者及び所属職場の支援)と学校復職支援班(休職者の職場復帰の支援)が連携しながら、休職者から復職までの継続した支援を実施 ③復職前、休職者からの不安軽減を目的に「復職サポート職員(非常勤職員)」を1か月程度委嘱 ※サポートチーム構成員：産業医、精神科医、臨床心理士及び保健師等	必要な期間(リハビリ出勤は原則1か月(4週間))	リハビリ出勤中の傷害保険料を公費で負担	休職開始からの間取りにより、復職に向けた見直しを持つことができ、学校現場に即した具体的なプログラムによるハビリ出勤実施を通して、本人の自信回復と学校現場の受け入れ体制づくりにつながっている。また、復職後も所属校との連携や精神科産業医面談等により再休職防止となっている。	主治医 産業医 精神科産業医 精神科嘱託 嘱託臨床心理士	回復の程度 主治医の意見 本人の意思	復職した3か月後及び6か月後、所属長がサポートチームに復職者の状況を報告する。サポートチーム構成員が、必要に応じて本人等と面談する。	必要な期間	所属していた学校に配置する。 なお、精神疾患と教職員の職場復帰を支援する者(復職サポート職員)を所属学校に配置、又は市町(組合)立学校に派遣することが可能。
39 高知県	精神疾患を原因とする休職又は病欠休職(引き続く120日を超え、病欠休職に限る。ただし、県教育長が特に必要と認める場合を除く)に該当する者	なし (ただし、円滑な職場復帰を目的として支援を行うものであり、対象者は全員実施している。)	①流れ ・本人からの届出に基づき、学校長経由で県教育長への必要書類の提出があった上で実施許可となった場合、実施計画書に沿って所属校で実施する。 ・プログラム終了後、心の健康対策委員会が本人との面談を行い、復帰にあたっての留意事項等をアドバイスするとともに復帰可否について県教育長に意見見申す。 ②内容 第1ステップ「学校内の雰囲気慣れる(半日程度)」 第2ステップ「学校生活に適應する(児童生徒の在校している時間帯)」 第3ステップ「平常の勤務に慣れる(児童生徒の在校している時間帯)」 第4ステップ「担当校務を全てこなす(正規の勤務時間帯)」	原則4週間	あり 運動を含む実施期間中傷害保険に加入することとし県教育委員会が負担する。	R4年度 対象者4名 職場復帰者2名 対象者が少ない状況であるが、職場復帰に向けて一定の効果がみられている。	「高知県公立学校教職員健康診断審査会」の委員 ○公立学校教職員の疾患(主として精神疾患)に関することについて審査を依頼し、意見を求めるために設置。 ○委員は、医師・学識経験者有する者及び高知県公立学校教職員の中から教育長が委嘱。	「高知県公立学校教職員心の健康対策委員会」からの意見 ○職場復帰サポートシステム実施時上記委員会委員(医師を含む3名)により面談を行い、対象者の復帰の可否に関する意見を具申する。	校長は勤務状況を把握し、適切な支援を行う。また、県教育長が必要と認める場合は、勤務状況報告書を県教育長へ提出する。	随時	特になし
40 福岡県	精神神経系疾患による休職者	あり	・休職者の所属長が主治医・休職者及びその家族等と訓練実施時期や訓練内容等を十分協議し訓練実施計画書を作成する。 ・実施場所は当該所属にて行う。 ・実施時期を4段階に区分し段階的に訓練を行う。	4週間程度(必要と認めるときは4週間以上8週間以内の期間で実施することができる)	あり 職場復帰訓練中の事故等に対する補償のため傷害保険に加入。	本人の所属する職場で実施することで、復職後の職場環境及び人間関係等に徐々に慣れさせることができる。また同時に、職場の受入体制を整えることができることから、一定の効果も上げている。	福岡県教職員身体検査審査委員会 福岡県教職員身体検査審査委員会は、福岡県教職員身体検査審査会規則により、「学識経験者」、「学校医」、「その他教育委員会において必要と認められた者」から任命又は委嘱することになっている。精神神経系疾患に関する事項については、現在は精神科医4名で構成している。	職員の状況に合わせ、個別・具体的に判断を行ったため、復職を判断する基準を設けていない。	所属長が必要に応じて主治医や家族等との連携を図りながら、経過観察を行う。 復職後1年未満の職員に対しては、臨床心理士によるカウンセリングを行う。	具体的な期間は定めていない。	必要に応じて所属長が業務分担の調整等を行う。
41 佐賀県	精神神経科疾患により休職している教職員又は一般疾病により休職している教職員のうち後遺症等が残っている者	あり	「佐賀県教育関係職員の休職及び復職に係る保健管理要綱」に基づき、所属校で段階的な復職訓練を実施 本人の希望に基づき、審査委員会が書類審査を行い、その結果「訓練することに支障がない」と認められた後に実施 訓練は段階的な復職訓練計画を本人と協議し作成 訓練の実施に当たっては主治医と連絡を取り、調整が必要な場合は助言を得る。 ＜プログラム例＞ 第一段階 職場に慣れる時期 3～4時間 第二段階 徐々に時間を増やす 4時間～フルタイム 第三段階 復帰後の業務を想定した内容 フルタイム	2か月程度	自費・職場間の移動を含み、訓練中は傷害保険に加入	勤務時間や業務内容を段階的に復職時に近づけていくことで、自らが職務への適応状況や心身の回復を確認し、再発防止のための自己管理能力を身に付けることができる。また、職場の管理者や他の職員が、職場復帰に係る環境を確認し、復帰後の支援体制を整えるうえでも効果がある。	主治医 精神科医(審査委員)	・意欲が十分あるかどうか ・通勤時間帯に安全に通勤できるかどうか ・フルタイムの勤務ができる体力があるかどうか ・業務に必要な作業ができるかどうか ・疲労が翌日までに回復するかどうか	復職後2週間の就業状況について報告書の提出を求め、その後3ヶ月ごとに病状や就業状況を把握している。	復職後の経過観察は、3か月ごとに1年以上経過観察している。ただし、職員の病状により経過観察期間の短長はある。	所属していた学校に配置する。 ・復職後は管理区分をB1「勤務の制約を加える必要がある」とし、定期的に医師の医療行為を受ける必要がある」と規定し、所属長に連絡している。通常、復職後1年間は管理区分をB1とし、その後は病状に応じて勤務制限を縮小している。

1-2-16. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和5年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて					2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について				
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮	
42 長崎県	復職審査会に諮る精神性疾患で休職中の教職員で、復職訓練の実施に同意し、かつ主治医の同意を得た者	なし	在籍校の校長が、学校における復職訓練の内容について、該当職員との面談を十分に行い、主治医と相談して計画する。 (訓練内容例:事務職員) 1 第一段階(文書整理・出勤簿整理等)2~4時間 2 第二段階(文書整理・出勤簿整理・福利厚生事務等)4~6時間 3 第三段階(文書整理・出勤簿整理・福利厚生事務・旅費事務等)6~8時間 4 第四段階(通常の業務に合わせた補助等)通常の勤務時間	6週間から2ヵ月程度	なし	・訓練時間を段階的に増やすことで徐々に業務に慣れ、復職後スムーズに通常業務に取り組みやすくなること。 ・短期間での再発防止。 ・訓練期間中に代替者との業務引継ぎができること。	医師	○疾病改善度、再発の可能性、服薬、通院等の必要性等の状況を検討した上で、職務遂行が可能であること。 ○復職訓練等をともに、訓練内容に備えることができ、職場復帰に向けての意欲が見られること。 ○復職後、家族の支援等が得られる状況にあること。 ○生徒指導上の対応、教科等の授業の指導ができること。 ○教職員、保護者等との人間関係を確立できること。	学校における支援を継続的に行うよう通知するとともに、学校訪問など機会をとらえて経過観察を続ける。	なし	復職者の在籍する学校に対する人的配置等は特段行っていないが、本人の異動に対しては、以下のような配慮を行っている。 ○転勤の負担のないよう、復職後すぐの異動は極力避ける。 ○その後、異動する際は、主治医等の意見を参考に、可能な範囲で、学校規模等、異動先を配慮する。	
43 熊本県	熊本県教育委員会の任命に係る職員のうち精神神経系疾患等により休職中の者	なし	所属する学校において、徐々に休職者を職場に適応させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間ごとに4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を経て、徐々に本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を実施する。	原則4週間	なし	・休職者の復職後の勤務に耐える不安を取り除くこと。 ・休職者の復職に際して、良好な職場環境をあらかじめ整備できること。 ・休職者の病状の回復状況及び職務への適応状況について管理職が主治医と直接連絡を取り合い、休職者への適切な治療方針が確立できること	・学賞医診査者 ・関係行政機関職員	医学的にみて、職務に対する健康上の適否	なし	なし	精神性疾患により休職した職員の円滑な職場復帰を図るため、勤務の軽減を図ることを目的とした復職支援休暇を設けている。	
44 大分県	精神疾患により休職を命じられた教職員	あり	精神科医4名で構成された健康診断審議会において、以下の日程で丁寧に審議し復職に向けての支援をしている。 ①復職希望の書類審査(健康診断審議会) ②面接(健康診断審議会) ③復職訓練1月目・短時間の勤務から始める(各学校において計画している。) ④復職訓練2月目・通常勤務 ⑤復職訓練3月目・1/2分業業務担当 復職最終審議(健康診断審議会) ※3か月の復職訓練で足りない場合は延長したり、きちんと勤務できない時には再度休職に戻し療養させる場合もある。	支援期間は、3か月の復職訓練を含み5か月以内である。	あり	復職への準備を段階的に3ヶ月間行い、この間、無理に復職し、また再度休職することを防いでいる。また休職者が自分の勤務実態を自覚することで、無理に復職することを防いでいる。休職者の心理的、身体的な負担が重ならないようにしている。	健康診断審議会を構成する精神科医4名	・復職準備期間中の面接時から3ヶ月間の回復具合。 ・教員としての職務に耐えている状態まで回復しているか	・ここでのコンシエンシャル(本年度11名設置)の学校訪問時の個人面談 ・教育人事課から校長への経過観察依頼 ・福利課保健師による健康診断時の個人面談 以上のような対応によりクリアしている。	なし	特に設定はしていないが、学校訪問の際には、管理職一様子を聞くようにしている。	
45 宮崎県	宮崎県教育委員会の任命に係る教職員	あり(精神性疾患により休職中の者)	原則として4週間とし、目的に応じた4段階で実施 ・第1段階 学校の雰囲気慣れる。 ・第2段階 仕事の内容に慣れる。 ・第3段階 授業に慣れる(教諭の場合)。 ・第4段階 職場復帰に向けて具体的な準備を行う。 実施場所は休職者の所属校	原則4週間	あり	精神性疾患等により休職中である教職員の円滑な職場復帰及び再発防止を主たる目的とし、対象者、家族、主治医、学校長、教育委員会の情報共有が密となることには、所属教職員の協力を得ながら、復帰後の良好な職場環境づくりに資する効果がある。	医師を委員とした 疾病審査会	・主治医の診断 ・復職支援プログラムの実施状況 ・精神疾患となった要因の欠如	・表情や行動が安定しているか。 ・意欲をもって勤務しているか。 ・自信をもって勤務しているか。 ・担当業務を適切に行っているか。 ・同僚と違和感なく協力して仕事ができるか。 ・児童生徒や同僚と自然に接することができるか。 等の内容で経過観察を依頼	なし	状況に応じて所属校で判断	所属していた学校に配置すると連携しつつ、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する。
46 鹿児島県	鹿児島県教育委員会の任命に係る学校教職員及び教育委員会事務局職員等であって、精神障害の疾患で休職中の職員(希望者のみ)	なし	希望する職員が、勤務する所属において、所属長の指導の下に試行的に勤務する。	原則として、4週間	あり	・所属長及び所属職員は良好な環境づくりに努めるとともに、該当職員の円滑な職場復帰等を支援している。 ・文書整理等の軽作業などを段階的に実施していくことにより、職場復帰に向けた具体的な準備を行うことができている。	鹿児島県立学校職員健康診断委員会を設立し、諮問委員として医師を任命している。	主な基準として、 1 現在の職場へ戻る前提で復職が可能かどうか。 2 主治医の診断が復職可能と判断されているか。 以上のようことを総合的に判断している。	なし	なし	特別な配慮は行っていない。	
47 沖縄県	精神性疾患により休職した教職員	なし	職場復帰前支援プログラム(復職訓練)と職場復帰後支援プログラム(慣らし勤務)があり、実施場所はいずれも対象者の所属校である。	復職訓練と慣らし勤務のいずれも原則4週間	あり	公費で傷害保険に加入	実施により円滑な職場復帰が図られているほか、実施結果が健康管理審査会における復帰可否の判断材料となっている。	医師	医師2人(うち一人は公立病院の医師)の診断書及び産業医の意見書	なし	なし	職場復帰後支援プログラム(慣らし勤務)期間中で特に必要と認める教職員に対して、補充職員を配置している。
48 札幌市	札幌市教育委員会が所管する市立学校に勤務する校長、園長、副校長、教頭、主任教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師及び学校事務職員のうち、(1)負傷又は疾病により長期休職中又は休職中の職員のうち、主治医又は指定医師がその必要性を認めた者。 (2)札幌市立学校職員健康審査会の審査により職場へハビリを実施することが適当と判断された者。	なし	休職前に勤務していた職場において、最初は、短時間での、毎日出勤できる状態をつくり、その後、段階が揃いにつれて、負荷を増し、最終的には、フルタイムの通常勤務と同程度のことを行う(以下、実施例)。 第1段階:職場の雰囲気慣れる時期で、1週間(1日2~3時間)で、業務内容は文書作成補助、図書管理・整理。 第2段階:職務を視野に入れた時期で、2週間程度行う(1日4時間)で、業務内容は、補助的作業、会議参加。 第3段階:職務の実際を視野に入れた時期で、2週間程度行う(1日5~8時間)。 第4段階:復帰のための具体的な準備期間で、3週間程度行う(1日8時間)。	復職前4~12週間程度(通常は、8~12週間程度)が多い。	なし	職場復帰後又は復職前に、職務遂行能力の回復状況を確認し、円滑な職場復帰等を図るための目的について、結果が得られている。	札幌市立学校職員健康審査委員会(医師5名)	・主治医の診断 ・指定医師による面談 ・職場ハビリの実施状況 これらを踏まえて、審査会により復職の可否を判断している。	健康審査会において決定した措置状況に応じて、産業医、保健師またはセラピストが面談等を実施。	職員の状況に応じて、必要な期間	健康審査会において決定した措置状況に応じて、負担軽減を実施。	
49 仙台市	【対象職員】 仙台市立学校職員 仙台市教育委員会事務局職員 【対象内容】 病気休職者、及び1月超の病気休職中の者	なし(状況により個別に判断)	①慣らし勤務 産業医、本人、所属長、人事担当課が相談の上、3~6週間程度の期間、現任校において4時間、6時間、フルタイムと段階的に勤務時間を延長し、本来業務への円滑な復職を目指すプログラム。 ②リワーク研修 産業医、本人等が相談の上、6~8週間程度の期間、リワーク室においてグループワークやロールプレイを実施。	①慣らし勤務3~6週間程度 ②リワーク研修6~8週間程度	必要に応じて、傷害保険に加入すること	スムーズな職場復帰と再発防止につながった。	主治医 産業医	医師2人(主治医・産業医)の診断や慣らし勤務の状況等を踏まえ、総合的に判断する。	復職後、定期的に産業医等の面談を実施する。	原則、復職後3ヶ月間	現任校への配置を原則とする。 主治医・産業医の所見等を踏まえ、必要に応じて業務内容の見直しを行っている。	
50 さいたま市	精神疾患による休職者	あり	復職前に職場(学校)に適応させるため、あいづつに始まり、校務事務などの内容を勤務校において行う。	4週間以上	市負担で傷害保険に加入	復職に向けて心身と生活のリズムを整え、徐々に職場に慣れることができる。	さいたま市教職員健康審査委員会(医師10名)	さいたま市教職員健康審査会の審判による	3か月ごとの報告 ①医師の診断書 ②校長による観察報告書	個別に審査会審判による期間	特になし	

1-2-16. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和5年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたっては必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
51 千葉市	休職・病休休暇中で主治医よりリハビリ出勤の診断を受けた職員	あり (休職者のみならず、産業医の意見により必要と判断する場合もある。)	【リハビリ出勤】 主治医からリハビリ出勤可と診断された後に、リハビリ前相談及び復職調整会議(出席者：職員、上司、人事担当、産業医、産業保健スタッフ)を行い、関係者が情報共有しながら、産業医主導の下、当該職員に合わせた支援を行っている。 第1段階：職場環境に慣れる(週5日、2～4時間程度) 第2段階：仕事の内容に慣れる。 軽度な業務補助(週5日、5～6時間程度) 第3段階：復帰後の勤務を想定した業務補助(週5日、フルタイム) ※基本は第3段階の形で実施していくが、必要に応じて併らし方を緩やかにした方がよい場合や長期間の場合は第4段階に分けて実施することもある。	【休職者】 1～2ヶ月程度(ただし、必要に応じて実施期間が3ヶ月以上となることもある。延長もあり) 【病休休暇取得者】 1～2ヶ月程度(病休休暇取得可能な期間に合わせて実施)	なし	生活記録表などを用いて生活リズムを整え、規則正しい生活を実現していくとともに、自分自身の疲労度合いや気分を把握できるようにして、自己管理能力を高めていく。復職時に想定されている業務や環境に慣れるとともに、職場でのコミュニケーションなどの向上を図ることが出来る。	【休職者】 健康審査会(産業医、精神科医)の判定を受け、人事担当課が最終的な決定を行う。	【休職者】 主治医からの診断書、ハビリ出勤の実施結果、産業医との復職前相談などの状況を健康審査会が総合的に審査・判定を行う。	産業医による復職後面談を実施。 (仮に、復職1ヶ月後に実施。ただし、産業医の判断により、未実施となることがあり、2回目の復職後面談を実施することもある)	産業医が、復職前相談時に判断。	主治医の意見や産業医との面談の中で産業医、当該職員、人事担当と話し合い方向性を決め、所属長が職務分掌等の配慮を行い、勤務負担の軽減を図る。
52 川崎市	精神疾患により長期で療養している職員で、本人からの申出により、主治医、産業医等が行うことが適当と判断した者	原則、受講。復職審査の際に実施状況が分かる資料を提出し、復職の判断材料としているため。	実施期間に応じて、内容・在職時間等を個別に決める。 例) <前期> 目的：通勤し、職場環境に慣れる 内容：文書整理等簡単な作業 在職時間：1時間～半日程度 <中期> 目的：自らの業務内容に関連した作業を通して、業務に自信をつけること 内容：事務補助・入力など 在職時間：始業時から半日程度～15時頃 <後期> 目的：自らの業務内容に関連した作業を通して、業務に自信をつけること 内容：事務補助・事務マニュアルなどの作成 在職時間：始業から18時～終業までのフルタイム	職場復帰予定日直前の原則4週から8週間までの休職期間及び職場の業務特性を調査した上で必要と認められる期間。	受講者に対する公費による保険措置はないことを説明している。	就労し、出勤を実施することにより、徐々に職場に慣れ、職務の自信を取り戻し、復職後はスムーズに勤務に入ることが出来る。 職場も本人の回復状況と職務の適応状況等を把握でき、再発防止に向けた対応も学ぶ機会になっている。	川崎市職員健康審査委員会(市職員の医師(様々な診療科の医師が参加)及び川崎市関係部署職員)	主治医の診断書、所属の意見、就労の状況、産業医意見を参考に、審査会にて復職可能かどうか判断される。その審査会意見を元に任命権者が復職の判断を行う。	精神保健相談員(精神保健福祉士・公認心理士・社会福祉士)が職員本人の面談等を行うとともに、職場から復職後の状況について情報収集し、必要な支援を行う。	職場復帰後のフォローアップとして、1か月、3か月、6か月面談を実施する。3か月、6か月面談時に職務軽減等の配慮が必要となる場合、産業医や管理職、教職員課等で調整を行うが、人的措置は行わず、職場での対応を基本とする。	現職場に復帰することを原則とする。復職時の職務軽減等の配慮が必要となる場合は、産業医や管理職、教職員課等で調整を行うが、人的措置は行わず、職場での対応を基本とする。
53 横浜市	①精神疾患で休職している教職員 ②精神疾患以外の疾患で休職している教職員	①あり。職場復帰支援訓練の実施結果は、復職面談の際に参考としている。②なし。希望制	原則として所属科で実施。出勤訓練から始め、事務作業、児童・生徒と接するまでを段階的に行う。教職員健康相談室のソーシャルワーカー→看護職や精神科専門医が相談・助言を行い、学校事情や休職者の状況に合わせて、個々に調整している。 精神疾患の場合作例(各々の段階は二週間程度) ・第1段階 職場の雰囲気慣れる。(週2-3日、2時間程度) ・第2段階 業務の内容に慣れる。(週3-4日、始業～お昼頃) ・第3段階 児童生徒と接することに慣れる。(週4-5日、始業～5.6時間目) ・第4段階 職場復帰に向けて具体的な準備を行う。(毎日、始業～終業)	原則として、4週間から8週間	なし	休職者の復職への不安軽減や円滑な職場適応に効果がある。 また、管理職が復職に必要な業務上の配慮を具体的に検討できること、復職可否の判断が的確に行えることで、円滑な職場復帰及び再発防止に効果がある。	主治医及び横浜市教職員健康審査委員会5名	主治医の診断書等の審査資料をもとに、医師が委員となっている横浜市教職員健康審査会により、復職の審査を行っている。	教職員健康相談室の医師による面談を復職後、おおむね6か月以内に実施する。 ・職場での状況(勤怠状況、業務取組状況等)についての校長による報告書、主治医による診断書(通院や服薬の状況等)をもとに、本人と面談し、指導区分を決定している。面談の際には、教職員健康相談室ソーシャルワーカー又は看護職が同席する。	教職員健康相談室の医師が面談と判断するまで。	精神疾患による休職から復職する際、円滑な職場復帰及び病気の再発防止のために必要と認められた場合、非常勤講師等や復職後、最長で2週間間隔で配置し、勤務の軽減を図っている。
54 相模原市	市立小学校・中学校及び義務教育学校の教職員のうち、心身の故障により休職中の教職員で、これを行うことを申し出た者	なし	職場ハビリエーションは、原則として所属する学校内で行う。 ①主治医と連携を図り、段階的に回復に向かえる効果的な内容とする。 ②本人、その家族の希望及び主治医の意見を反映させた上で行うこと。 ③補助的な事務及び作業等を行うこと。	3月を超えない範囲内で、主治医の意見に基づき申出者が申し出した期間	なし	令和4年度は、15名職場ハビリエーションを実施し、13名が復職した。(2名は次年度継続) 勤務への不安軽減や自信の回復を促した。	教職員健康審査委員会(医師5名)	・主治医の診断書結果、教職員健康審査会の予備審査(事前面談)による意見書・職場ハビリエーション実施等からの勤務に向けた校長意見	復職後のフォローアップ面談 実施者：産業医・精神科医 復職後1～2週間、1か月、3か月、6か月 教職員健康審査会の審査結果と本人の意向に応じて実施	健康審査会の審議により経過観察期間が決定される。	審議結果に応じて、勤務時間や職務内容の配慮あり。
55 新潟市	精神性疾患により休職中で職場復帰を希望する者	本人の申し出に基づいて復職等の条件となるものではない。	①復職に向け意欲を高める時期 出勤時間に合わせた外出、図書館等での文献研修、コンピュータ操作 1日3時間程度(午前)、5日間程度 ②学校になれる時期 諸業務の整理、文書受付事務、文書整理、関係書類の確認 1日4時間程度(午前中)、5日間程度 ③復帰に向けた具体的な準備期間 学校財務の一部、分掌事務の一部、衛生管理の一部 1日6時間程度、5日間程度	最長3週間～最長3週間 対象者の実施中の状況に応じて変更することができる 1日4時間程度(午前中)、5日間程度	公費で傷害保険に加入	令和4年度、職場復帰支援プログラムを実施した事務職員等はなし	医学に関する学識経験者有する者。	健康管理委員会が文書(本人の願い、医師2名による診断書、校長作成による観察報告書、職場復帰支援プログラム実施報告書、職場復帰支援プログラム日誌)により検討する。	職場での状況(授業、事務処理、児童生徒の対応等) 通院や服薬の状況 身体的な状況 精神的状況 対人関係 等	復職から3か月及び6か月経過後に観察報告書提出する。	なし
56 静岡市	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号に該当して休職にされている職員又は静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年静岡市条例第34号)第14条に規定する病休休暇を取得している職員であって、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1)医師による試験結果が要又は効果的である旨の医学的見解があること。 (2)当該職員が試験結果の申出をしていること。 (3)職場の理解及び協力が得られ、職場において受け入れが可能であること。 (4)市民等の第三者及び他の職員並びに物品その他の財産に何らかの危害又は損害が生じるおそれがないこと。	なし ※休職職員等に対して、治療行為の一環として、主治医が必要と判断した場合に、静岡市教育委員会の承認を得た後、校長の指導及び監督のもとに行われる。	第1段階：…1日4時間程度で職場に慣れる程度の簡単な業務 第2段階：…日6時間程度で実践的な業務を始める 第3段階：…フルタイム勤務。本来業務を行う 各段階は、就労試験の長さによって段階的に決める	1月以上3月以内において所長が定める。ただし、教育委員会事務局職員課厚生・給付担当課長(以下「厚生・給付課長」という。)が必要と認めるときは、当該期間を最長1年を限度として延長し、又は2週間を限度として短縮することができる。	公費による保険措置は行っていない。	疾患についての正しい知識に基づいたケアを行う勤務	健康審査会担当医師3名	・主治医が職場復帰可能と診断していること。 ・病状が職場復帰(復職)しても問題ない程度まで回復していること。 ・職務遂行能力が少なくとも7～8割程度に回復していること	産業医によるフォローアップ 保健師による経過確認(校長、教職員課職員)	復職後は必ず3か月、その後、必要に応じて、職員の状態に応じて実施	原則、所属していた学校に復帰する。主治医等と連携しつつ、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する。
57 浜松市	浜松市教育委員会の任命に係る小学校・中学校及び高等学校に勤務する教職員(浜松市教育委員会職員職名規程(平成18年浜松市教育委員会訓令甲第1号)第3条第1号に規定する職員(ただし、延長及び引当権限の教職を除く))で常勤の者。	なし ※休職職員等に対して、治療行為の一環として、主治医が必要と判断した場合に、浜松市教育委員会の承認を得た後、校長の指導及び監督のもとに行われる。	第1段階：職場に慣れる(…会計簿の点検、会計事務補助、文書受付等の簡単な業務(1日4時間程度)) 第2段階：文書受付、会計書類作成等の業務(1日6時間程度) 第3段階：実践的な業務(1日6時間程度) 第4段階：本来業務(フルタイム勤務)	①2週間 ②原則4週間 ※訓練対象者職員は、訓練期間において週休日及び日3分の以上の日数を出発し、訓練を行う。	なし	・対象者は生活リズムを整え、復職に向けての心構えや不安等の軽減を図ることができた。 ・学校側は対象者の復職状況を把握し、復職後の対応について事前検討することができた。	医師会からの推薦を受け、教育委員会が教職員健康審査委員会として委嘱している精神科医2名	・主治医の復職「可」の診断が出ている。 ・復職訓練の課程において、規定以上の日数を休まずに修了している。 ・規則正しい生活リズムが確立されている。	訓練中、教育委員会が保健師が学校訪問を行い、所属長、当該職員との面談を行い、保健指導を行う。 学校訪問時に校長より本人の体調や訓練の状況等について確認している。また授業参観もしている。	職員の状態に応じて必要と判断する。主治医等と連携しつつ、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する。	
58 名古屋市長	精神性疾患により休職中の職員で、その病状が安定し、かつ復職準備を整えた者	なし	休職中の職員が復職面接前に所属の学校へ試験的に登校し、対象職員が休職前に従事していた職務を考慮して、主治医と相談の上、決定した業務を行う。	引き続く8～10日間	傷害保険に加入	円滑に職場復帰し、その後の再発防止に効果がある。	学校(園)長、主治医、産業医(又は衛生管理医師)、名古屋市長(又は衛生管理医師)が面接で復職「可」の判断、名古屋市長健康審査委員の復職「妥当」の意見	主治医の復職「可」の診断書、復職準備状況の実施結果と学校(園)長の意見書、産業医(又は衛生管理医師)が面接で復職「可」の判断、名古屋市長健康審査委員の復職「妥当」の意見	保健師による電話または職場訪問での状況確認及び衛生管理医師によるフォローアップの実施	職員の状態に応じて、個別に必要な期間	超過勤務命令や旅行命令等の発令に制限がある。

1-2-16. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和5年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について				
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず受講しているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
59 京都市	①精神・神経系疾患等で休職中の教職員 ②病状休職から復職した教職員 ③指導困難な状態に陥り、長期休業等が3月以上取得せざるを得なくなった教職員の復職にあたり、教育委員会関係各課が協議して必要と認めた者	①なし(希望する場合のみ) ②なし(希望する場合のみ) ③あり	①療養の一環としてリハビリテーション勤務を実施する。 ②復職者一人に対して必要に応じ1週間につき10時間の範囲内で非常勤講師等を措置する。 ③復職者のうち、指導困難状態に陥り、そのことに起因して長期休業等に入った教職員の職場復帰に当たり復職時集中指導を実施する。	①原則1月間 ②最大4月間 ③1年間	①あり(傷害総合保険) ②、③は、該当しない。	教職員の復職に対する不安や、復職に伴う負担を軽減することで、円滑な職場復帰及び疾病の再発防止を図っている。また、学校においても、教職員の回復状況や職務遂行能力を確認し、受入体制を整えることに役立っている。	「京都市立学校幼稚園要休職員審査委員会」が審査等を担当する。同審査会は、医師によって継続され、教職員が病気に伴う長期の休暇を取得する際、また病状休職からの復職を希望する際に、当該教職員の取り扱いに関する客観的な意見を教育長に具申する。	「京都市立学校幼稚園要休職員審査委員会」では、担当医師からの診断書やこれまでの治療経過を基に、「職務に耐えることができるか」「再発の可能性はないか」といった観点から、復帰の妥当性について判断し、教育長に具申を行う。	所属長が定期的に復帰後の当該教職員の状況把握を行い、必要に応じて、指導助言を行う。	復帰職員に当たって、必要な期間、経過観察を行う。	休職の原因となった病気の種類や背景を鑑み、必要に応じて人事異動時に配慮を行っている。
60 大阪市	「教員以外の職員のうち、「精神及び行動の障害」による休職の者」「精神及び行動の障害」以外の疾患による休職から復職する者のうち、主治医より「復職時に就業上の配慮が必要」との見解が出され、復職後に勤務時間を短縮する措置など、勤務条件に大きく影響する措置を行う必要がある者	復職にあたっては復職支援事業を必須としている。	I 療養専念期 II 復職準備期 ・復職に向けての自己訓練(※) (※自己訓練期間中、本人は毎日自己訓練票を記入、療養・復帰準備状況報告書を週1回作成し、管理監督者へ提出する) III 復職検討期 ・主治医による復職可能の判断・情報交換 ・教育委員会産業医等による面接実施 ・健康審査会にて復職の可否及び意見具申 IV 復職支援期 ・就業上の措置・配慮の実施 (教育委員会産業医の意見により、復職免除制度を適用。復職後1週目:4時間勤務、2週目:6時間勤務、3週目〜フルタイム勤務) ・就業上の措置・配慮の見直し(産業医等面接を実施し、就業上の配慮が終了するまで。上限6か月)	・主治医の了解を得てから、復職に向けての自己訓練は復職予定の1か月前から行う。少なくとも直前の2週間以上、週2日程度、出勤時間に合わせ「職場場までの通勤練習」ができること。 ・復職後の就業上の措置期間(約1か月(上限2か月))。必要に応じて短時間勤務から段階的に通常勤務へと移行。 ・就業上の配慮期間は職員の状況により、必要な期間実施する。(上限6か月)	なし	本人が主體的に、復職後の就業を想定した自己訓練に取り組む。報告書には具体的に記述し、休職要因の分析や内容を自らで考え、言語化する。再休職防止や今後の働き方について深めることができる。対応する管理職も本人の報告書を読むことで取り組む状況把握し、助言するなどコミュニケーションツールとしても活用されている。	健康審査会(委員は医師) ※復職の可否について意見を述べる。 ①業務基準:原則的に元職場・元職位・元職務への復職と、復職後の業務効率・賃・量等が職位相当。最低8割以上であり、2か月以内に職位相当に回復すること。業務内容は職位相当以下とする質的軽減勤務は行わない。 ②労務基準:①の職務において週5日定時勤務で、就業態度に問題がない事。復職後2か月間の遅刻・早退・欠勤等により業務に従事できないことは、本疾患以外の特別な事情のみ可とする。 ③健康基準:健康上の問題による健康上の支障および業務による健康上の問題が発生するリスクがない、ないしはリスクが「最小化」されている事。	①業務基準:原則的に元職場・元職位・元職務への復職と、復職後の業務効率・賃・量等が職位相当。最低8割以上であり、2か月以内に職位相当に回復すること。業務内容は職位相当以下とする質的軽減勤務は行わない。 ②労務基準:①の職務において週5日定時勤務で、就業態度に問題がない事。復職後2か月間の遅刻・早退・欠勤等により業務に従事できないことは、本疾患以外の特別な事情のみ可とする。 ③健康基準:健康上の問題による健康上の支障および業務による健康上の問題が発生するリスクがない、ないしはリスクが「最小化」されている事。	・復職後の経過観察の内容 ・復職後の産業医等と面接において、復職および就業上の措置に関する計画に基づき実施し、評価する。 ・復職後は、業務日誌(計画・実施内容・評価)を作成し、管理職が確認する。 ・当日の休暇申請については、本疾患の増悪を懸念すべき事実と判断する。復職期間中に週5日勤務ができていない場合、再療養を指示する。 ・措置期間終了後も就業上の配慮を実施し、適宜、産業医等面接を行う。	・復職後おおむね1か月後に産業医等面接を行い、その後3〜6か月間、定期的に面接を行う。	・復職後の就業上の措置として、勤務時間を短縮する場合、臨時雇員の配置を検討する。
61 堺市	精神性疾患により療養のため長期間職場を離れている職員で、職場復帰が可能と考えられる程度に回復した者	なし(任意)	○試し出勤 通勤練習・事務処理等準備 職員会議への参加等 場所:現任校	○4週間程度(個別ケースにより期間調整)	あり	堺市学校職員健康審査会委員(産業医2名、精神保健担当1名)が、復職面談を行った精神保健担当医の意見書及び主治医の診断書をもとに判断する。	業務を滞りなく行えるかどうか。 ○復職支援プログラム(任意)の実施による見聞 ○堺市学校職員健康審査会の事前面談による精神保健担当医の意見・評価(日常生活の安定度、体調の回復、職場の人間関係等の確認) ○堺市学校職員健康審査会の判定	・休職の原因となった事象等への配慮状況 ・管理職とのコミュニケーション ・職場の同僚との人間関係 ・生徒や保護者との人間関係 ・通院や服薬の状況 ・身体的な状況 ・精神的な状況 ・対人関係 ・所属長の意見 ・現在の状況を3段階で表してもらった。	学期に1度学校に配置する(個別対応は随時実施)	所属していた学校に配置する。	
62 神戸市	精神疾患等による病状休職・休職者	なし	フル出勤 通勤練習において、職場復帰前に一定期間の準備期間を経験させ、復帰・復職に対する不安の解消を図る。	職場復帰約2ヶ月前から原則として4週間	なし(任意で一般学校厚生生活会の傷害保険・賠償責任保険に加入)	職場復帰前に一定期間の準備期間を経験することにより、復帰・復職に対する不安の解消を図り、職務への適切な対応が可能となること。併せて、復帰・復職後の再発等を防止する効果を期待できる。	産業医・衛生管理に担い専門的知識を有する医師	主治医の診断書(復帰可能)本人・校長の評価を基に審査する。	勤務状況の確認	個別の状況による。	原則、所属していた学校に配置。
63 岡山市	精神疾患等により休職している岡山市教育委員会の任命に係る庶務負担教職員、岡山市立幼稚園に勤務する園長及び教諭並びに岡山市立岡山後援館高等学校に勤務する校長、教頭、教諭及び養護教諭	なし(主治医の判断と該当者への同意により実施)	学校への在籍時間を徐々に伸ばし、4週目には1日在校できるようにする償らし勤務で、原則として対象者の所属で行う。	原則として、4週間	傷害保険と損害賠償保険に加入する	職場復帰に向けて見直しをすることができ、4週間の中で、対象者の実態に合わせて、徐々に通常勤務に近い状態のプログラムが実施できる。	岡山市保健所長、岡山市こころの健康センター所長、その他教育委員会が必要と認める医師	医師2人により、当該職員が復職が可能であるという診断がなされ、審査会でも同様の判定がされること	現在の本人の状況 ・業務分掌及び授業時数 ・職場での状況 ・通院や服薬の状況 ・身体的な状況 ・精神的な状況 ・対人関係 ・所属長の意見 ・現在の状況を3段階で表してもらった。	復職後3か月後と6か月後に「復職後状況報告書」の提出を求めている。	所属していた学校に配置
64 広島市	精神疾患等による病状休職・休職者	あり	所属長が作成する職場復帰訓練計画に合意し、主治医の同意を得た上で、実施。 【計画】 第1段階:1週間(週5日 2時間) 第2段階:1週間(週5日 4時間) 第3段階:2週間(週5日 6時間) 第4段階:4週間(週5日 フルタイム) 【実施場所】 対象者の所属学校	原則2〜8週間	なし	復帰後の職場環境、人間関係等に慣れさせるとともに、職場の受入体制を整えることで、スムーズな職場復帰につながっている。	・産業医の資格を有する医師	・病気が治っているか、再発の恐れはないか。 ・学校での勤務(児童生徒への指導、保護者対応等)が可能か。	所属長による健康状態の確認	復職3か月後の本人の勤務状況、業務分掌等について、所属長から報告書を出してもらった。	・健康診断の面談時に、人事に対する配慮事項を聞き取って所属長から報告書を出してもらった。 ・校長が、業務分掌の軽減など可能な限り配慮を行っている。
65 北九州市	北九州市立学校教職員(大学は除く)のうち、精神神経系疾患により休職中の事務職員等	なし(ただし、職場復帰訓練の結果は「身体検査審査会」における復職判定の重要な資料となる)	・学校長が、本人や家族、主治医と十分に協議の上、実施計画書を作成し、計画に基づき実施する。 ・現職場で実施する。 ・実施期間を5つに区分し、段階的に負荷を上げながら業務を実施する。 【第1段階】 期間:1週間程度、勤務時間:週3日、8:30〜11:30 内容:文書整理やシステム操作確認等 【第2段階】 期間:1週間程度、勤務時間:週5日、8:30〜12:30 内容:代替職員からの引継ぎ等 【第3段階】 期間:2週間程度、勤務時間:週5日、8:30〜15:30 内容:代替職員の業務補助等 【第4段階】 期間:4週間程度、勤務時間:週5日、フルタイム 内容:主担当としての業務遂行等 ※第4段階の終わりに学校長、学校担当課長、担当保健師でミーティングを行い、回復状況を確認する。 【第5段階】 期間:4週間程度、勤務時間:週5日、フルタイム 内容:主担当としての業務遂行等	原則3か月(延長する場合でも、4ヶ月を超えない範囲)	なし 普通傷害保険等への加入を勧めている。	・段階的に学校環境(同僚や児童生徒との人間関係を含む)や業務に慣れさせることができる。フルタイム勤務期間を長く設定することで、復職をより早期に回復させることができる。また、スムーズな復職につながる。 ・管理職をはじめとする学校側は、対象者の病状や特性を知る機会にもなる。回復状況や業務遂行能力を予め把握できるように、復職後の配置や支援を考えた材料となり、受け入れ体制を整えておくことができる。 ・訓練結果は「産業医面談」で「身体検査審査会」の場で活用されている。産業医面談では復職の可否判断に加え、復職後の措置を検討する上でも役に立っている。	・身体検査審査会(学識経験者、市職員委員8人で構成。学識経験者の中には、精神科医4名、内科医1名、外科医1名を含む。)	・復職の目的 ①職場復帰に十分な意欲がある。②一人で安全に出勤できる。③所定勤務時間の就業が可能である。④人役の業務遂行が可能である。⑤業務による疲労が翌日までに回復している。⑥主治医も①〜⑤が可能と判断している。 上記の復職の目安について、「主治医の診断書」、「産業医の意見」、「職場復帰訓練報告書(学校長、教育委員会の評価)」等を基に確認し、身体検査審査会で復職の判断を行っている。	復職後の再発防止に向けて、1ヶ月後、6ヶ月後、12ヶ月後に産業医や精神科医によるフォローアップ面談を行っている。	復職後12ヶ月間	・原則、現所属に復職する。 ・復職前の産業医面談で業務負荷軽減、時間外勤務の制限等について管理職に伝えられている。 ・定期異動の際には、本人の特性や状況等も配慮しながら人事配置を行っている。

1-2-16. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（令和5年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて						2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(6)復職支援プログラム実施の効果	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
66 福岡市	精神系疾患で病氣休職中の職員	なし	①職場復帰訓練 ・所属長は、訓練の実施時期や内容について休職者の主治医、休職者本人、その家族等と十分協議し職場復帰訓練実施計画書を作成する。 ・徐々に職場に適応させる必要があることから、それぞれのステップの目標に応じ、原則として実施期間を4段階程度に区分し段階的に実施する(実施場所:休職者の所属する学校)。 ②健康管理専門員の配置 ・会計年度任用職員の保健師等2名を教育委員会に配置し、職場復帰訓練に計画・実施に関する助言や復職後の健康管理等に関する助言を行う。	原則として、4週間	なし	①においては出勤することや、段階を踏んで業務に慣れることで円滑に復帰できる仕組みになっていると思われる。また、②については、職員の状況を教育委員会と学校長が情報共有できる機会であり、事務職員等においても相談等ができる機会となっていることから、効果があると思われる。	身体検査委員会として委嘱した精神科医3名	症状が改善し、職務の遂行に支障がない状態になっているかどうか	会計年度任用職員の保健師等2名を教育委員会に配置し、復職支援として、復職後6か月間学校訪問による健康管理等の業務を行っている。	6か月間	年度中途の復職時は所属していた学校に配置する。定期人事異動時には、状況により配置の配慮を行っている。
67 熊本市	熊本市立学校等に勤務する教職員のうち、精神神経系疾患により休職中の者及び精神神経系疾患以外の疾患により休職中の者で精神神経系疾患も併せて患っている者	なし	所属する学校において、徐々に休職者を職場に適応させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間ごとに4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を経て、徐々に本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を実施する。	4週間 ただし、必要に応じて4週間を超えて実施することができる。	なし	・休職者の不安解消 ・円滑な職務復帰	熊本市教職員等健康審査会（医師5名及び事務局職員3名により構成）	主治医からの診断書及び産業医の面談を参考に、職務の遂行に支障がないかどうか、健康診査会で判断を行う。	保健師による電話での状況確認及び必要であれば産業医によるフォロー面接の実施	職員の状況に応じて、個別に必要な期間	個々の状況に応じて、必要な配慮を行っている。